

セキュリティトークン市場に係る

誤注文等による異常な取引の管理方針

当社は、当社の顧客である取引参加者（セキュリティトークン市場運営業務の参加顧客となる第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）からの誤注文の発注を防止するための運用体制を整備し、また、異常な注文の発注により、明らかに誤った取引（過誤取引）が成立した場合の運用方針を定め、当社が運営するセキュリティトークン市場の適正な運営に努めるものとする。

第1条 誤注文防止のためのシステム対応と運用

当社は誤注文防止のために、セキュリティトークン市場運営にあたり次の各号の規制を設ける。

(1) 注文数量規制

当社が取り扱う有価証券のうち、セキュリティトークンについては、一回に受注する注文数量を銘柄ごとの発行済み数量の5%以下に設定し、5%を超える場合には、当該注文を受け付けないこととする。

(2) 注文の値段規制（値幅制限）

当社では、セキュリティトークン取引に関し基準価格を設け、その基準価格から制限値幅を設定することにより、取引時間を通して価格の変動を一定の範囲に制限するものとする。基準価格及び当該基準価格からの制限値幅を「セキュリティトークン取引に係る業務規程」（以下、「業務規程」という。）第12条（及び「セキュリティトークン取引に係る業務規程施行規則」第6条）のとおりとする。なお、注文値段が当該制限値幅を超える場合は、当該注文を受け付けない。

(3) 注文の金額規制

一回に受注する注文金額の上限を1億円以下に設定し、1億円を超える場合には、当該注文を受け付けないこととする。

第2条 取引参加者による誤注文防止体制の確認

口座開設に際しては、顧客である取引参加者に対し、次に掲げる事項等についてのヒアリングを行うなどして、当該取引参加者の誤注文防止体制の確認を行い、当社と取引参加者との間で数量制限や値段制限についての誤注文に係る管理体制について相互に協力する体制を構築する。

- (1) 発注時に顧客の売買代金又は売付有価証券の事前預託状況を確認したうえで発注する仕組みとなっているか
- (2) 注文の規模等に関し、一定量及び一定値段を超える注文について注文を受け付けないようなシステムとなっているか

第3条 誤注文等による明らかに誤った取引（過誤取引）についての管理方針

当社は、上記の運用方法により誤注文の受注や誤注文による過誤取引を未然に防止するための管理を行うが、過誤取引等については、業務規程第10条の規定に則り、取引を取り消す権限を持つものとする。

第4条 誤注文等に係る注文取消し

当社は、取引参加者が真にやむを得ない理由により、当該取引参加者において注文の取消しが行えないとして申請する場合には、取引の公正性及び安全性に鑑み、当該取引参加者に代わって注文を取り消すことができるものとする。なお、この場合における注文取消しの責任は、全て当該取引参加者に帰するものとする。

附則

- 1 主管は取引管理部とする。
- 2 2023年10月25日に制定し、2023年10月25日から施行する。